

1 概要

介護サービスの利用料等を負担することが困難で、一定の資産・収入基準等に該当する方は利用者負担が軽減されます。

①訪問介護などの在宅サービス、②認知症高齢者グループホーム、③特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費が負担軽減の対象となります。

2 助成を受けるには

助成制度を利用するためには、まずは区役所保険年金課で申請手続きを行う必要があります。助成対象者として認定を受けると、助成証が交付されます。

<手続きに必要となるもの>

- 介護保険被保険者証 ○窓口にお越しの方の本人確認書類
- 被保険者の印鑑（被保険者以外の口座に振り込む場合のみ）
- 「収入・資産状況申告書兼同意書」
- 世帯全員の申請年中の収入および資産状況が確認できるもの
 - ・お持ちの預貯金（普通・定期）通帳すべて（ネットバンクの場合は口座残高が確認できるもの）
 - ・収入見込み額が分かる書類（仕送り等については自己申告）
 - ・資産が分かる書類（タンス預金等は自己申告）

3 各助成対象サービス等

① 在宅サービス助成

<対象サービス>

訪問介護	(介護予防)短期入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)短期入所療養介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問看護	特定施設入居者生活介護 ※1 ※3	総合事業による訪問型サービス ※2
(介護予防)訪問リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※1	総合事業による通所型サービス ※2
通所介護 ※3	夜間対応型訪問介護	※1：短期利用(ショートステイ)のみ ※2：指定事業者によるものかつ、利用者負担が定率のものに限る ※3：地域密着型を含む
(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)認知症対応型通所介護	
(介護予防)福祉用具貸与	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	

<助成対象要件及び助成内容>

助成段階		第1段階	第2段階	第3段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く 介護保険料第1段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下となる方)	第2段階以外の方
	資産基準		前年の「公的年金等収入額（非課税年金を除く）」と「その他の合計所得金額」の合計が80万9千円以下の方	
助成内容		利用者負担を3%に軽減 また、なお残る自己負担額が4,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成	利用者負担を5%に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を超える場合にその超えた額を助成

② グループホーム助成
＜ 対象サービス ＞

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 [短期利用（ショートステイ）は対象外]

＜ 助成対象要件及び助成内容 ＞

助成段階		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く 介護保険料第 1 段階の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が150万円以下の方 (複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき 50万円を加えた額以下となる方)	
	資産基準		前年の「公的年金等収入額（非課税年金を除く）」と「その他の合計所得金額」の 合計が80万 9 千円以下の方	第 2 段階以外の方
	その他の要件	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の 不動産を所有していないこと		
助成内容	・ 3か月以上横浜市に居住していること ・ 税法上の被扶養者でないこと			
	利用者負担を 5 %に軽減 また、なお残る自己負担額が、7,500円を超える場合にその超えた額を助成			利用者負担を 5 %に軽減 また、なお残る自己負担額が12,300円を 超える場合にその超えた額を助成
		家賃・食費・光熱水費について、月額55,000円を上限として助成		家賃・食費・光熱水費について、 月額30,000円を上限として助成

③ 施設居住費助成
＜ 対象サービス ＞

施設サービス [介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院]

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 短期入所療養介護
--------------------------	-----------------	-----------------

＜ 助成対象要件及び助成内容 ＞

助成段階		第 1 段階	第 2 段階
助成対象要件	収入基準等	生活保護受給者を除く介護保険料第 1 段階で、 年間収入見込額の合計が50万円以下の方	市民税非課税世帯で、年間収入見込額の合計が 50万円以下の方
	資産基準	※複数人世帯の場合は、上記要件に加え、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき50万円を加えた額以下 となる方	
	その他の要件	金融資産（現金、預貯金、有価証券）が350万円以下（複数人世帯の場合は、当該被保険者を除く世帯員 1 人につき100万円を加えた額以下）であり、あわせて、居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の 不動産を所有していないこと	
助成内容		・ 介護保険負担限度額認定（第 1 ・ 第 2 段階）を受けていること ・ 税法上の被扶養者でないこと	
		ユニット型個室の居住費を月額 5,000円程度助成（日額：165円）	

4 介護サービスの利用から助成金の給付まで

(1) 被保険者の方

ア 令和7年7月サービス利用分まで

月初	○事業所に対する助成証の提示（施設居住費助成を除く。） 事業所に助成証を提示していただくことにより、介護保険サービスの利用者負担分をお支払いいただく際、原則として助成された金額でお支払いいただくことができます。
翌月初	○事業所に対する支払い 助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から助成証記載の助成率を反映した助成額を差し引いた金額で支払いを行います。 ※注意※ ・ 助成証を事業所へ提示しないと、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担していただいた後で、差額を払い戻しする手続きが必要となる場合があります。 ・ また、事業所の口座登録がない場合も、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担していただき、後ほど横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。
3か月後 ※	○被保険者に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り 以下の場合、横浜市から被保険者に対して直接助成金の振り込みを行います。 ・ 定額助成、施設居住費助成に該当する場合 ・ 事業所の口座登録がなく、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担した場合

イ 令和7年8月サービス利用分から

月初	○事業所に対する助成証の提示（グループホーム助成の方のみ） 事業所に助成証を提示していただくことにより、グループホーム居住費をお支払いいただく際、原則として助成された金額でお支払いいただくことができます。
翌月初	○事業所に対する支払い 助成対象となるグループホームの居住費等から助成証（グループホーム助成）記載の居住費助成上限額を差し引いた金額で支払いを行います。 ※注意※ ・ 助成証を事業所へ提示しないと、グループホーム居住費を一旦自己負担していただいた後で、差額を払い戻しする手続きが必要となる場合があります。 ・ また、事業所の口座登録がない場合、介護保険サービスの利用者負担分を一旦自己負担していただき、後ほど横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。
3か月後 ※	○被保険者に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り 以下の場合、横浜市から被保険者に対して直接助成金の振り込みを行います。 ・ 定率助成、定額助成、施設居住費助成に該当する場合 ・ 事業所の口座登録がなく、グループホーム居住費を一旦自己負担した場合

※国保連合会の審査を経た給付実績を確認後

(2) 事業所の方（助成証をお持ちの方がサービスをご利用された場合）

ア 令和7年7月サービス利用分まで

月初	①被保険者の助成証の内容確認 助成期間、現物給付開始年月、助成率、他制度の助成証等の確認を行ってください。 ②介護保険課に対する書類提出等 横浜市電子申請・届出システムから手続きを行ってください。 ○口座振替依頼書 ・事業所番号毎に登録を行うため、1法人で複数の事業所を有している場合は、事業所番号毎に手続きを行ってください。 ＜グループホーム助成の場合は、以下の書類も提出してください＞ ○家賃等利用者負担額確認書、契約書写し（家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの） ※助成対象者が入所する、助成対象サービス事業所から「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」等をご提出いただいた上で、支給すべき助成額があった場合に支給決定を行います。
翌月初	①国保連に対する保険請求 請求内容は一切変更ありませんので、本制度に対する考慮は不要です。 ※国保連に対する保険請求の給付実績に基づき横浜市で支給決定を行うため、請求の取下げを行った場合は連動して、助成金の支給が取り消される場合があります。 ②被保険者に対する利用料請求 助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から助成証記載の助成率を反映した助成額を差し引いた金額で、被保険者に請求してください。 【グループホーム助成の場合】 居住費等から助成証記載の月額上限額を差し引いた金額で、被保険者に請求してください。
3か月後 ※	①事業所に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り ただし、事業所の口座登録がない場合等は、被保険者に対して直接振り込みます。

イ 令和7年8月サービス利用分から

月初	①被保険者の助成証の内容確認（グループホーム助成のみ） 助成期間、現物給付開始年月、居住費助成額（上限）、他制度の助成証等の確認を行ってください。 ②介護保険課に対する書類提出等 令和7年7月利用分までと変更なし
翌月初	①国保連に対する保険請求 令和7年7月利用分までと変更なし ②被保険者に対する利用料請求 助成対象となるグループホームの居住費等から助成証記載の月額上限額を差し引いた金額で、被保険者に請求してください。
3か月後 ※	①事業所に対する横浜市からの支給決定通知書・助成金の受け取り ただし、事業所の口座登録がない場合等は、被保険者に対して直接振り込みます。

※国保連合会の審査を経た給付実績の確認後

★注意★

次の場合、助成額については考慮せず、通常通り被保険者に請求してください。

助成相当額については、横浜市から被保険者に対して直接振り込みます。

ア 事業者から横浜市に対して、「口座振替依頼書」を未提出の場合

イ 事業者が横浜市に提出した「口座振替依頼書」に記載した「現物給付開始年月以前」の場合

ウ 助成証に記載してある「現物給付開始年月以前」のサービス利用の場合

エ 全額償還払いの場合（保険料の滞納により、保険給付の支払方法が償還払いとなっている場合）

※詳細は「5 介護保険料滞納者に係る保険給付の制限措置を受けている場合について」を参照してください。

5 助成適用後の利用者負担額の計算方法について

(1) 定率助成（在宅サービス助成及びグループホーム助成）

総費用額※ - 保険給付額 - 助成額 = 助成適用後の利用者負担額

※『総費用額』 = 「保険給付額」 + 「利用者負担額（1割負担額）」にて算出

【例】保険給付額 8,235 円（給付実績上：総費用額 9,151 円、1割負担額 916 円）の場合

ア 本制度において、第2段階助成者(助成率5%(総費用額の5/100))の場合

総費用額（100%）【A】 保険給付額 [8,235] + 利用者負担額 [916] = 9,151円		
保険給付額（90%）【B】 【A】× 90/100 = 8,235円	助成額（5%）【C】 【A】× 5/100 = 457.55 <1円未満切り捨て> ⇒ 457円	助成適用後の利用者負担額 【A】 - 【B】 - 【C】 = 459円

イ 本制度において、第2段階助成者(助成率5%(総費用額の5/100)) 及び
社福軽減において減額割合2.5%(利用者負担額の25/100)】の場合

総費用額（100%）【a】 保険給付額 [8,235] + 利用者負担額 [916] = 9,151円			
保険給付額（90%）【b】 【a】× 90/100 = 8,235円	社福軽減額（2.5%）【c】 （【a】-【b】）× 25/100 = 229円 <端数が生じた場合、1円未満切り捨て>	助成額（5% - 2.5%（社福軽減額））【d】 【a】× 5/100 = 457.55 <1円未満切り捨て> ⇒ 457円 457 - 【c】 = 228円	助成適用後の利用者負担額 【a】 - 【b】 - 【c】 - 【d】 = 459円

※令和7年8月サービス利用分以降は、事業所での自己負担額助成額の差し引きは不要となりますので、本人には社福軽減額のみを差し引いた金額（上記の場合687円（916円-229円））で請求を行ってください。

(2) 定額助成（在宅サービス助成及びグループホーム助成）

(1) の定率助成と 高額介護サービス費を適用した後の「最終的な自己負担額」が、「段階ごとに決められている利用者負担限度額」になるように計算を行い、算出した金額を助成します。
なお、定額助成は一律横浜市から被保険者に対して直接振り込みますので、事業所における対応は不要です。

助成段階	利用医者負担限度額 （在宅サービス助成）	利用者負担限度額 （グループホーム助成）
第1段階	4,500円	7,500円
第2段階	7,500円	
第3段階	12,300円	12,300円

※グループホームの利用日数が1か月に満たない場合は、該当月の定額助成は行いません（月の途中で入所または退所した場合等）。
※介護保険被保険者証に給付額減額等の記載がある場合は、定額助成は適用されません。

(3) グループホーム居住費等助成

助成対象者が入所する事業所から「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」、「契約書等の写し（家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの）」の提出※が必要です。

※提出は[横浜市電子申請・届出システム](#)で行ってください。

助成額の算出に当たっては、ご提出いただいた「グループホームの家賃等利用者負担額確認書」と「契約書の写し（家賃・食費・光熱水費の記載、署名があるもの）」をふまえ、各項目の単価を基に助成対象額を計算します。

ただし、各費用の単価が月額かつ、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用日数が1か月未満の場合は、当月日数で月額を割り返して日額を算出し、計算します（端数については切り捨てます）。

グループホーム助成段階	助成上限額（月額）
第1段階	55,000円
第2段階	
第3段階	30,000円

【例】助成段階が第2段階、家賃54,000円、食費500円/日、光熱水費19,800円の場合

ア 6月1日～30日まで（介護予防）認知症対応型共同生活介護を利用した場合

助成適用前の被保険者への請求金額 (A) = 家賃 (54,000円) + 食費 (500×30日) + 光熱水費 (19,800円) = 88,800円	
助成額 (B) = 55,000円	助成適用後の被保険者への請求額 (A) - (B) = 33,800円

イ 6月中に10日間入院し、それ以外の期間（介護予防）認知症対応型共同生活介護を利用した場合

助成適用前の被保険者への請求金額 (a) = 家賃 (54,000円×20/30) + 食費 (500×20日) + 光熱水費 (19,800円×20/30) = 59,200円	
助成額 (b) = 55,000円	助成適用後の被保険者への請求額 (a) - (b) = 4,200円

ウ 6月1日～30日まで（介護予防）認知症対応型共同生活介護を利用したが、必要書類が未提出だった場合

➡助成金は、後日、被保険者様あてに振り込みますので、被保険者への請求は通常通り（88,800円）行ってください。

※必要書類の提出後、支給すべき助成額があった場合には支給決定を行います。
（時効の場合を除く。）

(4) 施設居住費助成

助成対象サービス利用日数 × 165円 = 1 か月の助成額（合計）

【例】ユニット型個室の利用日数が30日の場合

利用料：820円 × 30日 = 24,600円

利用料（助成適用前）（A） 820円 × 30日 = 24,600円	
助成額（B） 165円 × 30日 = 4,950円	助成適用後の被保険者への請求額 (A) - (B) = 19,650円

6 介護保険料滞納者に係る保険給付の制限措置を受けている場合の助成内容について

(1) 支払方法変更の場合

介護サービス自己負担助成を受けていない方と同様、助成額分も含めた費用の全額をサービス事業者支払い、領収書等の必要書類を持参のうえ、区保険年金課で償還給付手続きを行うこととなります。

保険給付分の償還給付申請を行うことにより、自動的に介護サービス自己負担助成の助成金も被保険者の口座に支給されます。

（保険給付分と別に、介護サービス自己負担助成分の償還支給申請を行う必要はありません。）

(2) 給付額減額の場合

介護サービス自己負担助成の助成方法に変更はありませんが、次の率に読み替えて助成します。

ア 介護サービス自己負担助成

	本来の助成額	読み替え後の助成額
第1段階助成者	総費用の 7/100	総費用の 21/100
第2段階助成者 第3段階助成者	総費用の 5/100	総費用の 15/100

イ 社福軽減（軽減割合が1/4の場合）

減額割合：2.5% ➡ 7.5%

7 他の助成・軽減制度との優先順位について

他の助成・軽減制度も合わせて対象となる場合「他の助成・軽減制度」が優先されます。

(1) 介護サービス（自己負担額）に係る制度運用の優先順位

優先順位	制度
1	介護保険給付（50条含む）
2	保険優先の公費負担医療等（指定難病等）
3	社会福祉法人による利用者負担軽減制度
4	高額介護サービス費
5	在宅サービス助成・グループホーム助成

(2) 施設居住費に係る制度適用の優先順位

優先順位	制度
1	介護保険給付（補足給付）
2	施設居住費助成

※介護老人保健施設にて、社会福祉法による第二種社会福祉事業を実施している場合、そちらが優先されます

8 よくあるお問い合わせ内容

(1) 事業所に助成金が振り込まれないのはなぜか

ア サービス提供月は助成証の有効期間内ですか？

→対象者が助成証の更新申請をされていない場合があります。
助成証の有効期間は1年間（8月から翌年7月まで）で、毎年更新が必要です。
ご本人にご確認いただき、必ず毎月助成証をご確認ください。

イ 現物給付開始年月は到来していますか？

→有効期限内であっても現物給付開始年月が到来していない場合、助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成せずに、通常通り被保険者から請求してください。横浜市から被保険者に直接振り込みを行います。

ウ 対象者の方が、月の途中で生活保護の受給を開始されていたり、サービス提供年月が1年以上前の方ではありませんか？

→助成金が正しく計算されないことがあります。
お手数ですが、介護保険課までご連絡ください。

エ 該当月の請求は国保連の審査を通っていますか？

→国保連の給付実績をもとに助成金を計算しています。
未請求や返戻の場合、助成金は振り込まれません。

オ ご登録いただいた口座に変更はないですか？

→口座変更等があった場合はエラーとなり、振り込めないことがあります。

(2) 助成期間と現物給付開始年月日の違いはなにか？

助成期間	対象者の自己負担助成の対象となる期間
現物給付 開始年月	助成対象となる介護保険サービスの利用者負担分から、助成証記載の助成率まで助成した金額で、被保険者に請求を開始していただく年月。

※「助成証に記載されている現物給付開始年月」と、「事業所が口座振替依頼書に記載した現物給付開始年月」が合致した月の利用分から事業所への助成金の振り込みが開始されます。開始までは、横浜市から被保険者に対して直接助成金を振り込みます。
(令和7年8月サービス利用分以降はグループホーム居住費助成のみが現物給付の対象)

(3) 横浜市介護サービス自己負担助成制度の問い合わせ先はどこか？

被保険者のお住まいの区の保険年金課までお問い合わせください。
※助成金の支給に関すること、事業所の登録等については、
健康福祉局介護保険課（TEL:045-671-4294）までお問い合わせください。

(4) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の問い合わせ先はどこか？

健康福祉局高齢施設課（TEL:045-671-3923）までお問い合わせください。